

○一関工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

(昭和62年10月1日制定)

(趣旨)

第1条 学校教育法(平成18年法律第120号)第106条及び第123条の規定に基づく本校名誉教授の称号の授与は、この規則の定めるところによる。

(授与基準)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者のうちから選考によって授与する。

- 一 本校に教授として20年以上勤務し、功労があった者
- 二 前号の年数には達しないが、本校教授で教育上又は学術上特に功績が顕著であった者
- 三 本校校長として功労があった者

(勤務年数の通算)

第3条 次の各号に掲げる勤務年数は、前条第1号の勤務年数に通算することができる。ただし、本校教授として10年以上勤務した者に限り適用する。

- 一 本校准教授、専任講師及び助教の勤務年数はその2分の1の年数
- 二 他の国立高等専門学校の教授の勤務年数はその年数、同准教授、専任講師及び助教の勤務年数はその2分の1の年数
- 三 国立大学、大学共同利用機関及び国立短期大学の教授の勤務年数はその年数、同准教授、専任講師及び助教の勤務年数はその2分の1の年数
- 四 国、地方公共団体及び独立行政法人等の教育研究機関において、常勤として教育又は研究に従事した勤務年数はその2分の1の年数

(授与の決定)

第4条 名誉教授称号の授与は、人事委員会の議を経て、校長が決定する。

(その他)

第5条 名誉教授の称号の授与は、辞令書の交付をもって行う。

- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校名誉教授称号授与規則(昭和55年規則第4号)並びに同施行細則(昭和55年3月制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前における第3条の勤務年数については、「准教授」を「助教授」と読み

替えるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行する。